

岡崎市生ごみ減量化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から出る生ごみを減量するために生ごみ処理機器を購入した者に対し、予算の範囲内において、岡崎市生ごみ減量化促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生ごみの排出抑制や減量化意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、生ごみを堆肥化又は減量する機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 底部がなく、水分が地中に浸透する構造及び材質で造られたもの又は手動攪拌等により通風、保温し堆肥化を行うことができる構造のもの
- (2) 電気を使用し、微生物、培養基材等を利用して生ごみを分解する機能又は温風乾燥方式等の機械装置により生ごみを堆肥化又は減量する機能を有するもの

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 購入した生ごみ処理機器によって家庭から出る生ごみを堆肥化又は減量することが確実であると認められること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けており、その交付の対象となった生ごみ処理機器を買換える場合は、前回の交付決定通知日から起算して5年が経過し、当該機器が使用不能と認められること。

(補助対象基数)

第5条 生ごみ処理機器の購入に対する補助は、第2条第1号に該当するものは1世帯についてそれぞれ2基までとし、同条第2号に該当するものは1世帯について1基のみとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号に該当するものは、購入価格の100分の30に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、1基につき2,000円を限度とする。

(2) 第2条第2号に該当するものは、購入価格の100分の30に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、15,000円を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入日から起算して60日以内に、岡崎市生ごみ減量化促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号、以下「申請書」という。）に生ごみ処理機器の領収書及び市税の滞納がないことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請の期限は購入年度の3月31日までとする。

2 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において行う。

（交付決定及び補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定及び補助金の額を確定し、岡崎市生ごみ減量化促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）でその旨を申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、申請書等を審査し、補助金の交付が不相当と認めるときは、その理由を付して岡崎市生ごみ減量化促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）でその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者は、当該通知のあった年度末までに岡崎市生ごみ減量化促進補助金請求書（様式第4号）により、市長に対して補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で速やかに補助金を交付するものとする。

（不当利得の徴収）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(2) 申請者が虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付決定通知日から起算して5年を経過しないうちに交付の対象

と

なった生ごみ処理機器を他の者に転売又は貸与したとき。

(3) その他市長が不当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。